昭24.11.11.

官報

主要目次

政令
○生糸検査手数料令の一部改正　八九
省令、本部令
○生糸検査所検査及び鑑定手数料規則の一部改正　八九
告示
○連合国財産の返還命令　八九
○市村の境界変更（山形県酒田市）　九〇
○町村の境界変更（山形県藤島町と東栄村）　九〇
○第三回勧銀福徳定期預金の細目等　九〇
○第三回山陰合同銀行共栄定期預金の細目等　九〇
○丹和銀行第四回福運定期預金の細目等　九〇
○山口県農協栄定期貯金の細目等　九〇
○八幡町信用組合第二回たのしみ定期貯金の細目等　九〇
○福島県農協第二回久美愛定期貯金の細目等　九一
公共企業体事項
○函館本線札幌及び苗穂停車場において取扱わない到着車扱貨物　九三
会社その他の公告
○解散団体財産売却決定公告　一〇〇

政令

生糸検査手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十四年十一月十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百六十三号

生糸検査手数料令の一部を改正する政令

内閣は、蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）第十六條の規定に基き、この政令を制定する。

生糸検査手数料令（昭和十六年勅令第六百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「二千四百円」を「三千六百円」に、同條第二号中「三百六十円」を「五百四十円」に、同号㈠中「六百円」を「九百円」に、同條第三号中「千二百円」を「千八百円」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令施行前にした検査の請求に係る手数料の金額については、なお従前の例による。

農林大臣　森　幸太郎
経済安定本部総裁　吉田　茂
内閣総理大臣　吉田　茂

省令　本部令

◉農林経済安定本部省令第二号

蚕糸業法（明治四十四年法律第四十七号）第十六條第一項及び生糸検査手数料令（昭和十六年勅令第六百三十五号）の規定に基き、生糸検査所検査及び鑑定手数料規則（昭和二十二年農林庁令省令第四号）の一部を改正する命令を次のように定める。

昭和二十四年十一月十一日

農林大臣　森　幸太郎
経済安定本部総裁　吉田　茂

第一條第一号中「三十円」を「四十五円」に、同條第二号中「六十円」を「九十円」に、同條第三号中「百二十円」を「百八十円」に、第二條第一号㈠中「三百円」を「四百五十円」に、同号㈡中「百八十円」を「二百七十円」に、同号㈢中「百八十円」を「二百七十円」に、同号㈢中「三百円」を「四百五十円」に、同号㈣中「六百円」を「九百円」に、同号㈣中「二百四十円」を「三百六十円」に、「三百六十円」を「五百四十円」に、「九百円」を「千二百円」に、同号㈤中「九十円」を「百三十五円」に改め、同号㈤の次に㈥として次のように加える。

㈥生糸検査所検査及び鑑定規則（昭和十六年農林省令第四十二号）第二條第二号但書の検査にあつては、一件一項目につき千円以下の範囲内で生糸検査所長の定める金額による。

同條第三号㈠中「七百二十円」を「千八十円」に、「二千四百円」を「三千六百円」に、「三百六十円増」を「五百四十円増」に、同号㈡中「三百六十円」を「五百四十円」に、「六百円」を「九百円」に、「千二百円」を「千八百円」に、「三百六十円増」を「五百四十円増」に、同号㈢を

「器械検査一件一項目につき　四百五十円
その他の検査一件一項目につき　二百七十円」

に、同條第四号中「三百円以上三千円以下」を「四百五十円以上四千五百円以下」に改める。

第三條中「二十円」を「四十円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四條　国、地方公共団体又は公益法人その他公益を目的とする団体から試験研究の目的をもつて生糸の検査の依頼があつたときは、生糸検査所長は、当該検査の手数料を免除することができる。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令施行前に依頼した検査にかかる手数料の金額についてはなお、従前の例による。

告示

◉総理府告示第百二十六号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産の返還等に関する勅令（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二條第一項の規定によつて、左の者に対し、それぞれその所有し又は管理する左の連合国財産を昭和二十四年十一月十五日までにテー・エム・ラフイン（横浜市中区山手町百二十番地）に返還することを命じた。

昭和二十四年十一月十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

一　石井ミヨ（横浜市中区山手町百二十番地）

種類	数量	所在地
土地（宅地）	八百九十八坪一合九勺	横浜市中区山手町百二十番の一

二　船舶無線電信電話株式会社（東京都千代田区有楽町一丁目三番地）

種類	数量	所在地
㈠土地（宅地）	二百十九坪	横浜市中区山下町四十二番
㈡建物（家屋番号二十番の三）	一棟総坪二十二坪七合五勺	同所同番地
㈢土地（宅地）	百七十六坪三合三勺	同所五十番の一
㈣建物（家屋番号二十三番の三）	一棟総坪百九十坪	同所同番地
㈤土地（宅地）	五坪五合一勺	同所同番の三
三　小沢治三郎（横浜市中区本牧和田百十九番地）		
種類	数量	所在地
土地（宅地）	六百十五坪五合六勺	横浜市中区山下町六十番
四　西田敬太郎（伊東市百二十七番地）		
種類	数量	所在地
㈠地上権（宅地）	三百七十九坪	横浜市中区仲尾台七十九番
㈡建物（家屋番号六十五番）	一棟総坪六十一坪二合	同所同番地
五　都築善太郎（横浜市中区元町八十一番地）		
種類	数量	所在地
建物（家屋番号六十四番）	一棟総坪四十九坪二合	横浜市中区仲尾台七十九番地
六　都築太三郎（横浜市南区井土ヶ谷町百七十三番地の三十八）		
種類	数量	所在地
建物（家屋番号六十五番の五）	一棟総坪六十七坪五勺	横浜市中区仲尾台七十九番地
七　日本銀行（東京都中央区日本橋本石町二丁目二番地）		
種類	数量	所在地
エレノア・ラフイン（香港上海銀行保護預り物件）名儀封書	一通	横浜市中区南仲通五丁目六十番地

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

昭24.11.11. 第6850号

◎総理府告示第百二十七号

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十四年九月一日から、山形県飽海郡西荒瀬村の次の区域を同県酒田市に編入する旨、山形県知事から届出があつた。

昭和二十四年十一月十一日　茂

酒田市大字豊里字下西割に編入する区域

西荒瀬村大字豊里字下西割三八、三九、四〇ノ一、四〇ノ二、四一、四二、四三ノ一、四三ノ二、四四、四五ノ二、四五ノ三、四八ノ二、四九、六三ノ一、六三ノ二、六三ノ三、四八ノ三、四九、六三ノ九、六三ノ一〇、六三ノ一六、七〇

◎総理府告示第百二十八号

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十四年九月一日から、山形県東田川郡藤島町と同郡東栄村の境界を次の通り変更する旨、山形県知事から届出があつた。

昭和二十四年十一月十一日　茂

内閣総理大臣　吉田

東栄村下中野目字樋口に編入する区域

藤島町大字下中野目字佐渡端二七ノ一、二七ノ二、二八、二九、三二、三三ノ一、三三ノ三、三四ノ一から三四ノ三まで、七八

藤島町大字下中野目字佐渡端に編入する区域

東栄村大字下中野目字樋口八、同大字上中野目字藤ノ木一五、一六

◎大蔵省告示第九百十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第三回勧銀福徳定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第三回勧銀福徳定期預金

二　條件

(一)契約期間　甲型六月　乙型一年

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十一日から同月三十一日まで。

四　割増金

(一)甲型

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇〇、〇〇〇円	一本
前後賞	五〇、〇〇〇	二
一等	一〇〇、〇〇〇	八
二等	五〇、〇〇〇	一〇
三等	一〇、〇〇〇	一〇〇
四等	五、〇〇〇	二〇〇
五等	二、〇〇〇	八〇〇
六等	一、〇〇〇	九九七六
七等	五〇〇	二〇〇〇
計		二〇〇〇

(二)乙型

等級	割増金	当せんの数
特賞	一、〇〇〇、〇〇〇円	一本
前後賞	一〇〇、〇〇〇	二
一等	一〇〇、〇〇〇	七
二等	五〇、〇〇〇	一〇
三等	一〇、〇〇〇	一〇〇
四等	五、〇〇〇	二〇〇
五等	二、〇〇〇	八〇〇
六等	一、〇〇〇	九九七六
七等	五〇〇	二〇〇〇
計		二〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十五年一月十四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年一月二十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第九百十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第二回山陰合同銀行共栄定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第二回山陰合同銀行共栄定期預金

二　條件

(一)契約期間　一口二千円

(二)預入金額　附けない。

(三)利息　昭和二十四年十二月一日から同月三十一日まで。

四　割増金

(一)甲型

等級	割増金	当せんの数
特賞	一、〇〇〇、〇〇〇円	一本
前後賞	一〇〇、〇〇〇	二
一等	一〇〇、〇〇〇	七
二等	五〇、〇〇〇	一〇
三等	一〇、〇〇〇	一〇〇
四等	五、〇〇〇	二〇〇
五等	二、〇〇〇	八〇〇
六等	一、〇〇〇	九九七六
七等	五〇〇	二〇〇〇
計		二〇〇〇

(二)乙型

等級	割増金	当せんの数
特賞	一、〇〇〇、〇〇〇円	一本
前後賞	一〇〇、〇〇〇	二
一等	一〇〇、〇〇〇	七
二等	五〇、〇〇〇	一〇
三等	一〇、〇〇〇	一〇〇
四等	五、〇〇〇	二〇〇
五等	二、〇〇〇	八〇〇
六等	一、〇〇〇	九九七六
七等	五〇〇	二〇〇〇
計		二〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十五年一月十四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年一月二十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第九百十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、丹和銀行第四回福運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　丹和銀行第四回福運定期預金

二　條件

(一)契約期間　一年

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十一日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金品

等級	割増金品	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円又は一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇円	一
二等	二〇〇、〇〇〇円	一
三等	一〇〇、〇〇〇円	一〇
四等	五〇、〇〇〇円	一〇〇
五等	三七、〇〇〇円	一、〇〇〇
六等	丹後ちりめん一反	八、七八六
計		三

五　抽せん期日　昭和二十五年一月十二日

六　割増金品の支拂開始期日　昭和二十五年二月一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第九百十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、山口県農協栄定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　山口県農協栄定期貯金

二　條件

(一)契約期間　一年

(二)預入金額　一口五百円

(三)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十二月一日から昭和二十五年一月十四日まで。

四　割増金品

等級	割増金品	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円又は子豚一つがい	一〇
二等	五〇、〇〇〇円又は人力脱穀機一台	二
三等	一、〇〇〇円又は絹夜具ふとん地一反	五
四等	五〇〇円又は地下たび二足	一〇
五等	一〇〇円又は手提電燈一箇	一〇〇
六等	五〇円	二三〇
七等	六円	九、六五二
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十五年三月二十日

六　割増金品の支拂開始期日　昭和二十五年三月二十五日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第九百十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、八幡町信用組合第二回たのしみ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　八幡町信用組合第二回たのしみ定期貯金

二　條件

(一)契約期間　一年

(二)預入金額　一口千円

(三)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十二月一日から昭和二十五年一月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附与し、抽せん権三千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇〇、〇〇〇円	一本
二等	一〇、〇〇〇	二
三等	五、〇〇〇	九
四等	一、〇〇〇	六〇
五等	三〇〇	二、九二五
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十五年二月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年二月十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第九百十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、鳳島県農協第二回久美愛定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　鳳島県農協第二回久美愛定期貯金

二　條件

(一)契約期間　甲種一年　乙種六月

(二)預入金額　一組千円

甲種及び乙種とも各一口の預入金額を五百円とし、各一口をもつて一組とする。

(三)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月二十日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	五
三等	五〇〇	一〇
四等	一〇〇	一〇〇
五等	三八	六〇〇
計		二、九二五

五　抽せん期日　昭和二十五年二月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年二月十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

国会事項

○衆議院

◎答弁書受領　十一月九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員野坂参三提出国内啓発宣伝に関する質問に対する答弁書

◎議事日程　十一月十日の議事日程は次の通り。

議事日程　第六号

昭和二十四年十一月十日（木曜日）

午後一時開議

一　国務大臣の演説に対する質疑

○参議院

◎議事日程　十一月十日の議事日程は左の通り。

議事日程　第六号

昭和二十四年十一月十日（木曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

第二　日本銀行政策委員会委員任命につき事後承認の件

第三　外国為替管理委員会委員任命につき事後承認の件

第四　お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

◎質問主意書提出　十一月九日左の質問主意書を内閣に転送した。

国民厚生並びに国民経済に関する質問主意書（鈴木憲一提出）

叙任及び辞令

◎昭和二十四年五月三十一日

曾根末次郎　松崎　義雄
植村　元覚　沢泉　重夫
吉永清一郎　石井逸太郎　五島　孝嗣
石井逸太郎　佐原　貴臣
黒田吉郎　畑中伊三郎
新里　栄造

◎昭和二十四年六月一日

湯浅豊五郎　石井　真挙
松田　信夫　後藤　平
市川　常男　松本　欣二
谷沢　悦　仲野　尚一

◎昭和二十四年六月三十日

西岡　敬二
綾　哲一

文部教官に任命する

一級に叙する

文部教官　小島幸三郎

一級に陞叙する

同　荒田　義雄
同　林　健造
同　金原　三郎

二級に陞叙する

文部事務官　堀井　純五

◎昭和二十四年七月十五日

二級に陞叙する

◎昭和二十四年八月二十日

上野　景福
藤村　宏
滝崎安之助

◎昭和二十四年九月三十日

柴原　謹光
山口　誠一
加藤　春雄
中野　三郎
朝倉　健二
安部　堯
森本　隆弘
伊藤　常秋
木村満壽男

◎昭和二十四年十月四日

神保　周三

厚生技官に任命する

二級に叙する

◎昭和二十四年十月十四日

大蔵事務官に任命する

井田　正美

二級に叙する

◎昭和二十四年十月十七日

内閣官房副長官　菅野　義丸
総理府事務官　鈴木　俊一
大蔵事務官　平井　治
法務府事務官　林　修三
同　西村健次郎

（各通）

検事　岡咲　恕一
同　野木　新一
同　吉河　光貞
同　村上　朝一

厚生事務官　木村忠二郎
運輸事務官　荒木茂久二
労働基準監督官　寺本　広作

第六回国会政府委員を命ずる（十一月八日内閣）

大蔵事務官　青山　太吉

顧に依り本官を免ずる

同　林　吉一

社寺境内地処分地方（広島財務部管下）審査会委員を命ずる

同　島村　律

社寺境内地処分地方（広島財務部管下）審査会委員を命ずる

同　柘植　敏雄

社寺境内地処分地方（高松財務部管下）審査会幹事を命ずる

同　松村　重雄

社寺境内地処分地方（熊本財務部管下）審査会幹事を免ずる

同　藤川　義寛

社寺境内地処分地方（熊本財務部管下）審査会幹事を命ずる（以上九月三十日大蔵省）

同　神保　周三

横浜税関在勤を命ずる（十月四日同）

同　高橋　謙二

管財局勤務を命ずる（十月十五日同）

経済安定本部副長官　山本　米治

経済安定本部資金運用審議会委員を命ずる（十月二十五日同）

文部教官　後藤　陽一

社寺境内地処分地方（広島財務部管下）審査会委員を命ずる（十月二十六日同）

大蔵事務官　小川　肇

大阪税関在勤を命ずる

同　井田　正美

門司税関在勤を命ずる（以上十月二十七日同）

同　平井　龍明

主計局兼務を命ずる

同　加藤　利而

管財局勤務を命ずる

同　宮川　栄

十級三号俸を給する

銀行局勤務を命ずる

同　塚元　亨

九級三号俸を給する

銀行局勤務を命ずる（以上十月三十一日同）

石橋　良吉
岩根　忠

（各通）

閉鎖機関整理委員会委員を命ずる

閉鎖機関整理委員　石橋　良吉
同　岩根　忠

閉鎖機関整理委員会常務委員を命ずる

福光外次郎

閉鎖機関整理委員会委員を免ずる（以上十一月二日同）

大蔵事務官　森永貞一郎

大臣官房秘書課長事務取扱を命ずる

大月　高

銀行局銀行課長を命ずる

同　福田　久男

銀行局銀行課長を免ずる

銀行局勤務を命ずる（以上十一月四日同）

文部事務官　北岡　覚雄
和田　小治
浅井　忠夫
浪速大学勤務を命ずる（四月一日文部省）

文部教官　鈴木　重雄
（各通）　安東幸二郎
同　浅見信次良

岩手大学教授に補する

（各通）

松崎　義雄
曾根末次郎

富山大学富山師範学校教授に補する

兼ねて富山大学教授に補する

同　植村　元覚

富山大学富山高等学校教授に補する

同　吉永満一郎

富山大学富山師範学校講師に補する

兼ねて富山大学講師に補する

同　石井逸太郎
同　五島　孝嗣

富山大学富山師範学校講師に補する

同　佐原　貴臣

富山大学高岡工業専門学校講師に補する

P. 90

富山大学富山青年師範学校講師に補する　同　沢泉　重夫
兼ねて富山大学講師に補する　同　黒田　吉郎
電気通信大学中央無線電信講習所講師に補する　同　松久　義平
兼ねて電気通信大学講師に補する　同　蜷川睦之助
岐阜大学教授に補する　同　桜井　役
同　同　辻　幸三郎
同　同　内藤　太郎
同　同　中江　匡
同　同　藤原　武夫
同　同　広幸　亮三
同　同　渡辺　鼎
広島大学教授に補する　同　畑中伊三郎
同　同　新里　栄造
東京外国語大学東京外事専門学校講師に補する（以上五月三十一日同）　同　松本　欣二
同　同　市川　常男
同　同　仲野　尚一
同　同　谷沢　悦
静岡大学浜松工業専門学校講師に補する（以上六月一日同）　同　伊藤　秀夫
同　同　島居　次好
同　同　今井　精男
静岡大学助教授に補する　同　竹本　二郎
兼ねて静岡大学静岡第一師範学校教授に補する　同　奥村　唯夫
静岡大学助教授に補する　同　北野　熊雄
兼ねて静岡大学静岡第二師範学校教授に補する　同　舟本　久義
静岡大学助教授に補する　同　海野辰太郎
兼ねて静岡大学静岡青年師範学校教授に補する　同　山崎　好

静岡大学助教授に補する　同　森田　関夫
兼ねて静岡大学浜松工業専門学校教授に補する　同　金原　敬
同　同　井上　雅夫
同　同　中木　堅
静岡大学助教授に補する　同　片岡　良
兼ねて静岡大学静岡第一師範学校教授に補する　同　山下　太郎
同　同　江頭　彦造
同　同　高村　新一
静岡大学助教授に補する　同　岩崎　鑑博
兼ねて静岡大学静岡高等学校教授に補する　同　山本　博
同　同　天野　佳人
同　同　今野　繁
同　同　池田　利男
静岡大学助教授に補する　同　後藤　平
兼ねて静岡大学静岡高等学校講師に補する　同　中沢　正蔚
同　同　池山　精一
同　同　三枝　康高
同　同　藤安　義勝
同　同　志藤　民也
同　同　森　捷平
静岡大学助教授に補する　同　竹山　栄一
兼ねて静岡大学静岡第一師範学校教授に補する　同　仲野　尚一
静岡大学講師に補する　同　佐藤　光
兼ねて静岡大学浜松工業専門学校講師に補する　同　池山　精一
同　同　三枝　康高
同　同　藤安　義勝
同　同　志藤　民也
同　同　森　捷平
静岡大学助教授に補する　同　西岡　敬二
兼ねて静岡大学浜松工業専門学校教授に補する　同　山口　国夫
兼ねて富山大学助教授に補する　六浦　教乗
兼ねて富山大学高岡工業専門学校教授に補する　同　綾　哲一
宮崎大学宮崎師範学校教授に補する　同　光

静岡大学教授に補する　同　畑中伊三郎
兼ねて静岡大学静岡第一師範学校教授に補する　同　新里　栄造
静岡大学教授に補する　同　畳野　桂
兼ねて静岡大学静岡第二師範学校教授に補する　同　渡辺　市郎
同　同　国富　稔
同　同　平野　四蔵
静岡大学静岡高等学校講師に補する　同　松岡　陽三
同　同　松本　欣二
同　同　市川　常男
同　同　仲野　尚一
同　同　谷沢　悦
静岡大学助教授に補する　同　後藤　平
兼ねて静岡大学静岡高等学校講師に補する　同　中沢　正蔚
同　同　池山　精一
同　同　三枝　康高
同　同　藤安　義勝
同　同　志藤　民也
同　同　森　捷平
静岡大学助教授に補する　同　竹山　栄一
兼ねて静岡大学静岡第一師範学校教授に補する　同　仲野　尚一
静岡大学講師に補する　同　佐藤　光
兼ねて静岡大学浜松工業専門学校講師に補する　同　池山　精一
同　同　三枝　康高
同　同　藤安　義勝
同　同　志藤　民也
同　同　森　捷平
静岡大学助教授に補する　同　西岡　敬二
兼ねて静岡大学浜松工業専門学校教授に補する　同　山口　国夫
兼ねて富山大学助教授に補する　六浦　教乗
兼ねて富山大学高岡工業専門学校教授に補する　同　綾　哲一
宮崎大学宮崎師範学校教授に補する　同　光

静岡大学助教授に補する　同　畑中伊三郎
兼ねて静岡大学静岡第一師範学校教授に補する　同　新里　栄造
静岡大学教授に補する　同　畳野　桂
兼ねて静岡大学静岡第二師範学校教授に補する　同　渡辺　市郎
同　同　国富　稔
同　同　平野　四蔵
静岡大学静岡高等学校講師に補する　同　松岡　陽三
同　同　佐々木大策
同　同　譽田　敏雄
同　同　山下　亨志
同　同　須藤　賢
静岡大学教授に補する　同　毛利　広賢
兼ねて静岡大学静岡第二師範学校教授に補する　同　渡辺　卓
同　同　清水　茂夫
同　同　平山日出男
同　同　小長谷正平
同　同　磯貝　正義
兼ねて山梨大学助教授に補する　文部教官　加納　直綱
同　同　丸田鉉二朗
同　同　進藤　慶治
同　同　土屋　惠助
同　同　茂手木茂夫
同　同　加藤　和夫
同　同　中山耕一郎
同　同　堀内　孝惠
同　同　小池　壽郷
同　同　古屋　正
兼ねて山梨大学講師に補する　同　井上　宮久

静岡大学助教授に補する　同　鰐　正太郎
兼ねて静岡大学静岡高等学校教授に補する　同　久沢　泰穏
兼ねて電気通信大学講師に補する　同　斎藤　久雄
（各通）　同　麻生　武雄
同　同　望月　勝海
同　同　藤田　篤
静岡大学教授に補する　同　分島、拓
兼ねて静岡大学静岡高等学校教授に補する　同　岡部　昇
静岡大学教授に補する　同　畠山　一忠
兼ねて静岡大学浜松工業専門学校教授に補する　同　河合　祥吾
静岡大学助教授に補する　同　桂野　桂
兼ねて静岡大学静岡第一師範学校教授に補する　同　市郎
静岡大学教授に補する　同　渡辺　稔
兼ねて静岡大学静岡第二師範学校教授に補する　同　四蔵
同　同　陽三
同　同　佐々木大策
同　同　譽田　敏雄
同　同　山下　亨志
同　同　須藤　賢
静岡大学教授に補する　同　毛利　広賢
兼ねて静岡大学静岡第一師範学校教授に補する　同　渡辺　卓
同　同　清水　茂夫
同　同　平山日出男
同　同　小長谷正平
同　同　磯貝　正義
兼ねて山梨大学助教授に補する　文部教官　加納　直綱
同　同　丸田鉉二朗
同　同　進藤　慶治
同　同　土屋　惠助
同　同　茂手木茂夫
同　同　加藤　和夫
同　同　中山耕一郎
同　同　堀内　孝惠
同　同　小池　壽郷
同　同　古屋　正
兼ねて山梨大学講師に補する　同　井上　宮久

金沢大学講師に補する　同　金原　三郎
神戸大学勤務を命ずる　文部事務官　森　長
佐賀大学勤務を命ずる　文部教官　中村伴次郎
（各通）　同　朝倉　純孝
同　同　岩崎　民平
同　同　増谷　文雄
同　同　樺　俊雄
東京外国語大学教授に補する　同　田中清一郎
兼ねて東京外国語大学東京外事専門学校教授に補する　同　東郷　正延
同　同　藤田　五郎
同　同　鈴木　健郎
同　同　河部　利夫
東京外国語大学助教授に補する　同　奥野吟右衛門
兼ねて東京外国語大学東京外事専門学校教授に補する　同　星　武男
同　同　小島　誠一
同　同　佐藤　宜三
東京外国語大学教授に補する　文部教官　大谷　敏治
兼ねて東京外国語大学東京外事専門学校教授に補する　同　園田　顯家
同　同　大林　多吉
（各通）　同　梶木　隆一
同　同　鐘ヶ江信光
同　同　小川芳男
同　同　和久利誓一
同　同　土井　久彌
兼ねて東京外国語大学助教授に補する　同　今井　至
同　同　海妻　玄彦
同　同　安藤　一郎
同　同　長谷川　寛
（各通）　同　畑中伊三郎
同　同　新里　栄造
兼ねて東京外国語大学講師に補する　同　岩狹與三郎
（各通）　同　葛野　牧夫
同　同　佐々木　達
願に依り本官を免ずる（以上六月三十日同）　同　生駒　佳年
（各通）　文部教官　土方　辰三
同　同　吉岡　泰力
同　同　田中　平岡
（通同）　同　神山　正治
同　同　辺見貞之助
同　同　湯浅　清

同　常木　実
同　山下　肇
兼ねて埼玉大学浦和高等学校教授に補する（七月一日同）　同　小宮　曠三
東京医科歯科大学勤務を命ずる（七月十五日同）　文部事務官　堀井　純五
（各通）　文部教官　大野　諒一
同　同　松田　亮一
同　同　井田　道男
同　同　小早川勝雄
同　同　村井　忠一
同　同　蒲池　正紀
兼ねて東京教育大学教授に補する　同　井上　宮久
兼ねて愛媛大学愛媛青年師範学校長に補する（以上七月三十一日同）　同　上野　景福
（各通）　同　藤村　宏
同　同　滝崎安之助
東京大学第一高等学校教授に補する（八月二十日同）　同　福原麟太郎
（各通）　同　石山　脩平
兼ねて東京教育大学教授に補する　同　藤岡　由夫
（各通）　同　七沢　喜一
東京教育大学教授に補する（以上八月二十二日同）　同　大谷　武一
兼ねて東京教育大学助教授に補する　同　理作
（各通）　同　中西　清
同　同　三輪　知雄
同　同　小林　善一
同　同　石二三次郎
同　同　斎藤　一男
同　同　和田　保
兼ねて東京教育大学教授に補する（八月二十七日同）　同　影浦　尚視
長崎大学医学部長に補する　同　乾　英三郎
長崎大学医学部学部長事務取扱を免ずる（八月三十一日同）　同　瓜生　恒美
（各通）　同　務台　理作
同　同　中西　清
同　同　三輪　知雄
同　同　小林　善一
同　同　石二三次郎
同　同　斎藤　一男
同　同　和田　保
兼ねて東京教育大学教授に補する（八月二十七日同）　同　影浦　尚視
兼ねて東京教育大学助教授に補する　同　乾　英三郎
願に依り本官を免ずる（九月二十日同）　同　瓜生　恒美
九州大学助教授に補する　同　各務　鎌吉
弾性工学研究所勤務を命ずる（十月七日同）　同　各務　鎌吉
福井大学講師を免じ兼ねて福井大学助教授に補する　同　宮川　知彰
兼ねて福井大学助教授に補する（十月十七日同）　同　中條　孝
願により本官を免ずる（十月二十二日同）　同　武田　敏介
国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる（十月三十一日同）　同　柴原　壽光
厚生技官　渡辺統一郎
十二級一号俸を給する　同　役
国立大久保病院勤務を命ずる　同　辻　幸三郎
九級一号俸を給する　同　役
国立大久保病院勤務を命ずる　同　辻　幸三郎
兼補広島大学広島師範学校長を免ずる　同　役
広島大学広島高等師範学校長事務取扱を免ずる　同　辻　幸三郎
兼補広島大学広島師範学校長を免ずる

昭24.11.11. 第6850号

一、換価代金　一千三十一円七十五銭
一、容器　七箇
○昭和二十四年押第二六八号（同）
一、換価代金　二千一百四十四円二十五銭
○昭和二十四年押第二六九号（同）
一、容器　一三箇
○昭和二十四年押第二七〇号（同）
一、換価代金　六千七百六十九円九十銭
○昭和二十四年押第二七一号（同）
一、容器　六十箇
○昭和二十四年押第二七二号（同）
一、換価代金　八千五百七十九円八十六銭
○昭和二十四年押第二七三号（同）
一、容器　三二箇
○昭和二十四年押第二七四号（同）
一、換価代金　八千七百円四十五銭
○昭和二十四年押第二七五号（同）
一、容器　二八箇
○昭和二十四年押第二八〇号（同）
一、換価代金　一千四百七十八円九十銭
一、リックサック　一箇
○昭和二十四年押第二八五号（同）
一、石鹸　一二瓩
一、換価代金　三十六円
○昭和二十四年押第二八六号（同）
一、換価代金　一千八百十五円六十銭
○昭和二十四年押第二八七号（同）
一、換価代金　二百四円八十銭
○昭和二十四年押第三一八号（同）
一、換価代金　一千二百二十七円十銭
○昭和二十四年押第三四八号（同）
一、換価代金　一千一百四円三十銭
○昭和二十四年押第三八号（佐藤孝食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　二百三十二円六十銭
○昭和二十四年押第一三五号（今藤ちよ同）
一、精米　換価代金　三百二十二円四十銭
○昭和二十三年押第三〇三号（畠山トヨ同）
一、精米　換価代金　一百九十七円十二銭
○昭和二十三年押第三三八号（鍛田とほる同）
一、精米　換価代金・七十九円十二銭
○昭和二十四年押第六五号（神長弘物価統制令違反事件）
一、塩　換価代金　二百五円
○昭和二十三年押第一八五号（鈴木アヤ子同）
一、塩　換価代金　三十九円二十銭

○昭和二十三年押第一八七号（阿部スエ同）
一、塩　換価代金　六十二円七十二銭
○昭和二十四年押第三〇号（被疑者不詳塩専売法違反事件）
一、塩　換価代金　四百三十二円六十銭
○昭和二十四年押第三一号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　四千三百八十一円三銭
○昭和二十四年押第三二号（同）
一、精米　換価代金　五千七百七十九円七十一銭
○昭和二十四年押第三三号（同）
一、精米・大豆　換価代金　八百二十六円六十二銭
○昭和二十四年押第三四号（同）
一、精米・小豆　換価代金　二千四百五十四円六銭
○昭和二十四年押第三五号（同）
一、精米　換価代金　二千五十三円八十銭
○昭和二十四年押第三六号（同）
一、精米・大豆・小豆　換価代金　一千一百十一円八十銭
○昭和二十四年押第三七号（被疑者不詳食糧管理法物価統制令違反事件）
一、鮮魚・大豆　換価代金　三百六十六円六銭
○昭和二十四年押第三八号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　一千八百八十六円二十銭
○昭和二十四年押第三九号（同）
一、大豆　換価代金　八百十一円四十六銭
○昭和二十四年押第四二号（被疑者不詳物価統制令違反事件）
一、鮮魚　換価代金　五百六十円
○昭和二十四年押第四三号（同）
一、籠　一箇
○昭和二十四年押第四四号（同）
一、菓子　換価代金　三百六十円
○昭和二十四年押第四五号（同）
一、木炭・生菓子　換価代金　二百二十八円二十銭
○昭和二十四年押第四六号（同）
一、容器　二箇
○昭和二十四年押第四七号（被疑者不詳物価統制令違反事件）
一、鮮魚　換価代金　一百五十二円六銭
○昭和二十四年押第四八号（同）
一、鮮魚　換価代金　八千十一円四十銭
一、容器　三箇

○昭和二十四年押第四九号（川畑しづ子同）
一、換価代金　五百二十二円三銭
○昭和二十四年押第二二九号（田中博窃盗事件）
一、風呂敷　二筋
○昭和二十四年押第五五六号（戸田一男食糧管理法違反事件）
一、換価代金　一百五十二円六銭
○昭和二十四年押第五五五号（白間シズ同）
一、換価代金　四十九円
和歌山区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年押第六二八号（前田幸吉酒税法違反事件）
一、換価代金　一千一百七十四円五十銭
○昭和二十四年押第一〇〇三号（山本利市食糧管理法違反事件）
一、換価代金　二千六百九十四円三十銭
二、米袋　四枚
○昭和二十四年押第一〇一五号（青柳貞夫同事件）
一、換価代金　八千八百六十九円十七銭
○昭和二十四年押第一〇三二号（西田重一同事件）
一、換価代金　五百一円二十八銭
○昭和二十四年押第一〇八八号（前田米吉物価統制令違反事件）
一、換価代金　一千九百四
○昭和二十四年押第一一五六号（山本成司同事件）
一、換価代金　九百三十二円
○昭和二十四年押第一一五八号（田口某同事件）
一、換価代金　九百三十六円八十一銭
二、換価代金　八百三十八円七十五銭
三、袋　一
五銭
○昭和二十四年押第一一六〇号（山口正雄同事件）
一、換価代金　六百二十一円三十銭
○昭和二十四年押第一一一一号（島田藥一物価統制令違反事件）
一、換価代金　八百七十三円六十五銭
○昭和二十四年押第一二一七号（池長敏夫同事件）
一、換価代金　八百三十二円二十銭
二、換価代金　一百八十八円
○昭和二十四年押第一二三一号（三木三郎同事件）
一、換価代金　二百八十八円

○昭和二十四年押第四六号（同）
一、換価代金　一千五百五十六円八十八銭
○昭和二十四年押第四七号（同）
一、鮮魚　換価代金　一千四百四十一円七十銭
○昭和二十四年押第四八号（同）
一、鮮魚　換価代金　三百九十二円
○昭和二十四年押第四九号（同）
一、代用醤油　換価代金　三百八十七円
○昭和二十四年押第五〇号（同）
一、鮮魚　換価代金　九千七百四十七円十銭
○昭和二十四年押第五四号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、丸麦・大豆　換価代金　三百七十一円
一、リックサック　一箇
○昭和二十四年押第五七号（被疑者不詳物価統制令違反事件）
一、鮮魚　換価代金　一千六百七十三円七十六銭
○昭和二十四年押第六〇号（被疑者不詳臨時物資需給調整法違反事件）
一、鮮魚　換価代金　二百四十五円七十銭
○昭和二十四年押第六一号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、容器　七箇
○昭和二十四年押第六三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　二千八百四十四銭
○昭和二十四年押第六四号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価代金　二千八百十八円

名古屋地方検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年押第一〇八三号（朴基徳贓物故買被疑事件）
一、台秤　一箇
二、半秤　一箇
○昭和二十四年押第一五八〇号（桐田六三窃盗被害事件）
一、ハンドル　一箇
○昭和二十四年押第九号（相馬理明同）
一、風呂敷　一

○昭和二十四年押第四三一〇号（岩室正一外一名横領被疑事件）
一、二ッ折財布　一箇
○昭和二十四年押第五六二七号（都相基外二名詐欺未遂被疑事件）
一、立会封金　三千四百円
二、ジュラルミン製長持　一箇
○昭和二十四年押第五二九八号（平野琪英窃盗被疑事件）
一、ナショナル製国民拡声器　一箇
○昭和二十四年押第一七号（内川均同）
一、女物襤褸　一枚
二、羽織　一枚
三、羽織　一枚
四、シュス帯　一本
五、男物レインコート　一枚
六、着物　一枚
七、羽織　一枚
八、背広服　一枚
○昭和二十四年押第一八〇六号（秋山光江同）
一、黒色靴　一足
○昭和二十四年押第三一〇〇号（渡辺藤太郎同）
一、防空頭巾　一箇
○昭和二十四年押第三一〇一号（田中順一窃盗被疑事件）
一、皮短靴　一足
二、ズック靴　一足
○昭和二十四年押第七〇九号（近藤晃窃盗被疑事件）
一、モンペイ　一枚
○昭和二十四年押第二〇〇七号（高田文夫同）
一、煙草ケース　二箇
○昭和二十四年押第四五五二号（山守すゑ遺失物横領被疑事件）
一、子供用セーター　一箇
○昭和二十四年押第三六九九号（三輪実同）
一、懐中時計　一箇
○昭和二十四年押第三八〇四号（石黒うし窃盗被疑事件）
一、ビール　二本
○昭和二十四年押第三九六六号（柴田国三強盗被疑事件）
一、小刀　一本
○昭和二十四年押第三九〇四号（荒川一雄遺失物横領被疑事件）
一、テープ　一巻
二、三角皮　一五〇枚

三、皮テープ
四、トメ金　一箱
五、角型のトメ金　二十八箇
○昭和二十四年押第一二二四号（玉井広太郎窃盗被告事件）
一、風呂敷　一枚
二、軍隊ズボン　一枚
三、煙草ケース　一箇
四、ガラス切　二本
六、登山帽　一枚
七、戦斗帽
八、ナイフ　一本
九、カスガイ　一本
一〇、八分ノミ　一本
一一、ペンチ　一本
一二、風呂敷　一枚
一三、五分ノミ　一本
一四、麻裏草履
一五、軍手　一枚
一六、古足袋　一足
○昭和二十四年押第一九五八号（須原信三詐欺被疑事件）
一、水道用バルブ　一箇
○昭和二十四年押第三六九三号（福岡正弘拾得物横領被疑事件）
一、足袋
○昭和二十四年押第二号（角坂忠夫窃盗被疑事件）
一、自転車　一台
○昭和二十四年押第四二八号（中野栄一同）
一、手提鞄
二、弁当箱　一箇
三、ハンカチ
○昭和二十四年押第一三六八号（正田守衛住居侵入被疑事件）
一、黒靴片足
○昭和二十四年押第三〇八七号（加藤利男外二名横領被疑事件）
一、腕時計（八型）　一箇
○昭和二十四年押第三一〇八号（高橋基失恐喝被疑事件）
一、自転車　一台
○昭和二十四年押第六一六六号（三池龍三窃盗被疑事件）
一、長靴（ゴム）　一足
○昭和二十四年押第三九二〇号（藤原晉三同）
一、ラヂオ用トランス　一箇

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年押第四九四号（川畑しづ子同）
一、換価代金　五百二十二円三銭
○昭和二十四年押第二二九号（田中博窃盗事件）
一、風呂敷　二筋
○昭和二十四年押第五五六号（戸田一男食糧管理法違反事件）
一、換価代金　一百五十二円六銭
○昭和二十四年押第五五五号（白間シズ同）
一、換価代金　四十九円
和歌山区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年押第六二八号（前田幸吉酒税法違反事件）
一、換価代金　一千一百七十四円五十銭
○昭和二十四年押第一〇〇三号（山本利市食糧管理法違反事件）
一、換価代金　二千六百九十四円三十銭
二、米袋　四枚
○昭和二十四年押第一〇一五号（青柳貞夫同事件）
一、換価代金　八千八百六十九円十七銭
○昭和二十四年押第一〇三二号（西田重一同事件）
一、換価代金　五百一円二十八銭
○昭和二十四年押第一〇八八号（前田米吉物価統制令違反事件）
一、換価代金　一千九百四
○昭和二十四年押第一一五六号（山本成司同事件）
一、換価代金　九百三十二円
○昭和二十四年押第一一五八号（田口某同事件）
一、換価代金　九百三十六円八十一銭
二、換価代金　八百三十八円七十五銭
三、袋　一
五銭
○昭和二十四年押第一一六〇号（山口正雄同事件）
一、換価代金　六百二十一円三十銭
○昭和二十四年押第一一一一号（島田藥一物価統制令違反事件）
一、換価代金　八百七十三円六十五銭
○昭和二十四年押第一二一七号（池長敏夫同事件）
一、換価代金　八百三十二円二十銭
二、換価代金　一百八十八円
○昭和二十四年押第一二三一号（三木三郎同事件）
一、換価代金　二百八十八円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十三年保第三八〇号（木佐貫清一食糧管理法違反事件）
一、換価代金　百二十九円八十二銭

敦賀区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十三年領第四〇五号（佐渡菊治食糧管理法違反事件）
一、換価代金　一百八円十銭
○昭和二十四年領第四三四号（被疑者氏名不詳同）
一、換価代金　二百六十四円十銭　精米七瓩

○昭和二十四年押第四六号（同）
一、換価代金　一千五百五十六円八十八銭
○昭和二十四年押第四七号（同）
一、鮮魚　換価代金　一千四百四十一円七十銭
○昭和二十四年押第四八号（同）
一、鮮魚　換価代金　三百九十二円
○昭和二十四年押第四九号（同）
一、代用醤油　換価代金　三百八十七円
○昭和二十四年押第五〇号（同）
一、鮮魚　換価代金　九千七百四十七円十銭
○昭和二十四年押第五四号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、丸麦、大豆　換価代金　三百七十一円
一、リックサック　一箇
○昭和二十四年押第五七号（被疑者不詳物価統制令違反事件）
一、鮮魚　換価代金　一千六百七十三円七十六銭
○昭和二十四年押第六〇号（被疑者不詳臨時物資需給調整法違反事件）
一、鮮魚　換価代金　二百四十五円七十銭
○昭和二十四年押第六一号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、容器　七箇
○昭和二十四年押第六三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　一千二百二十七円十銭
○昭和二十四年押第三四八号（同）
一、換価代金　一千一百四円三十銭
○昭和二十四年押第三八号（佐藤孝食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　二百三十二円六十銭
○昭和二十四年押第一三五号（今藤ちよ同）
一、精米　換価代金　三百二十二円四十銭
○昭和二十三年押第三〇三号（畠山トヨ同）
一、精米　換価代金　一百九十七円十二銭
○昭和二十三年押第三三八号（鍛田とほる同）
一、精米　換価代金・七十九円十二銭
○昭和二十四年押第六五号（神長弘物価統制令違反事件）
一、塩　換価代金　二百五円
○昭和二十三年押第一八五号（鈴木アヤ子同）
一、塩　換価代金　三十九円二十銭

○昭和二十三年押第一八七号（阿部スエ同）
一、塩　換価代金　六十二円七十二銭
○昭和二十四年押第三〇号（被疑者不詳塩専売法違反事件）
一、塩　換価代金　四百三十二円六十銭
○昭和二十四年押第三一号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　四千三百八十一円三銭
○昭和二十四年押第三二号（同）
一、精米　換価代金　五千七百七十九円七十一銭
○昭和二十四年押第三三号（同）
一、精米・大豆　換価代金　八百二十六円六十二銭
○昭和二十四年押第三四号（同）
一、精米・小豆　換価代金　二千四百五十四円六銭
○昭和二十四年押第三五号（同）
一、精米　換価代金　二千五十三円八十銭
○昭和二十四年押第三六号（同）
一、精米・大豆・小豆　換価代金　一千一百十一円八十銭
○昭和二十四年押第三七号（被疑者不詳食糧管理法物価統制令違反事件）
一、鮮魚・大豆　換価代金　三百六十六円六銭
○昭和二十四年押第三八号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　一千八百八十六円二十銭
○昭和二十四年押第三九号（同）
一、大豆　換価代金　八百十一円四十六銭
○昭和二十四年押第四二号（被疑者不詳物価統制令違反事件）
一、鮮魚　換価代金　五百六十円
○昭和二十四年押第四三号（同）
一、籠　一箇
○昭和二十四年押第四四号（同）
一、菓子　換価代金　三百六十円
○昭和二十四年押第四五号（同）
一、木炭・生菓子　換価代金　二百二十八円二十銭
○昭和二十四年押第四六号（同）
一、容器　二箇
○昭和二十四年押第四七号（被疑者不詳物価統制令違反事件）
一、鮮魚　換価代金　一百五十二円六銭

○昭和二十四年押第四九号（川畑しづ子同）
一、換価代金　五百二十二円三銭
○昭和二十四年押第二二九号（田中博窃盗事件）
一、風呂敷　二筋
○昭和二十四年押第五五六号（戸田一男食糧管理法違反事件）
一、換価代金　一百五十二円六銭
○昭和二十四年押第五五五号（白間シズ同）
一、換価代金　四十九円
和歌山区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年押第六二八号（前田幸吉酒税法違反事件）
一、換価代金　一千一百七十四円五十銭
○昭和二十四年押第一〇〇三号（山本利市食糧管理法違反事件）
一、換価代金　二千六百九十四円三十銭
二、米袋　四枚
○昭和二十四年押第一〇一五号（青柳貞夫同事件）
一、換価代金　八千八百六十九円十七銭
○昭和二十四年押第一〇三二号（西田重一同事件）
一、換価代金　五百一円二十八銭
○昭和二十四年押第一〇八八号（前田米吉物価統制令違反事件）
一、換価代金　一千九百四
○昭和二十四年押第一一五六号（山本成司同事件）
一、換価代金　九百三十二円
○昭和二十四年押第一一五八号（田口某同事件）
一、換価代金　九百三十六円八十一銭
二、換価代金　八百三十八円七十五銭
三、袋　一
五銭
○昭和二十四年押第一一六〇号（山口正雄同事件）
一、換価代金　六百二十一円三十銭
○昭和二十四年押第一一一一号（島田藥一物価統制令違反事件）
一、換価代金　八百七十三円六十五銭
○昭和二十四年押第一二一七号（池長敏夫同事件）
一、換価代金　八百三十二円二十銭
二、換価代金　一百八十八円
○昭和二十四年押第一二三一号（三木三郎同事件）
一、換価代金　二百八十八円

○昭和二十四年押第四六号（同）
一、換価代金　一千五百五十六円八十八銭
○昭和二十四年押第四七号（同）
一、鮮魚　換価代金　一千四百四十一円七十銭
○昭和二十四年押第四八号（同）
一、鮮魚　換価代金　三百九十二円
○昭和二十四年押第四九号（同）
一、代用醤油　換価代金　三百八十七円
○昭和二十四年押第五〇号（同）
一、鮮魚　換価代金　九千七百四十七円十銭
○昭和二十四年押第五四号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、丸麦、大豆　換価代金　三百七十一円
一、リックサック　一箇
○昭和二十四年押第五七号（被疑者不詳物価統制令違反事件）
一、鮮魚　換価代金　一千六百七十三円七十六銭
○昭和二十四年押第六〇号（被疑者不詳臨時物資需給調整法違反事件）
一、鮮魚　換価代金　二百四十五円七十銭
○昭和二十四年押第六一号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、容器　七箇
○昭和二十四年押第六三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　一千二百二十七円十銭
○昭和二十四年押第三四八号（同）
一、換価代金　一千一百四円三十銭
○昭和二十四年押第三八号（佐藤孝食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　二百三十二円六十銭
○昭和二十四年押第一三五号（今藤ちよ同）
一、精米　換価代金　三百二十二円四十銭
○昭和二十三年押第三〇三号（畠山トヨ同）
一、精米　換価代金　一百九十七円十二銭
○昭和二十三年押第三三八号（鍛田とほる同）
一、精米　換価代金・七十九円十二銭
○昭和二十四年押第六五号（神長弘物価統制令違反事件）
一、塩　換価代金　二百五円
○昭和二十三年押第一八五号（鈴木アヤ子同）
一、塩　換価代金　三十九円二十銭

○昭和二十三年押第一八七号（阿部スエ同）
一、塩　換価代金　六十二円七十二銭
○昭和二十四年押第三〇号（被疑者不詳塩専売法違反事件）
一、塩　換価代金　四百三十二円六十銭
○昭和二十四年押第三一号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　四千三百八十一円三銭
○昭和二十四年押第三二号（同）
一、精米　換価代金　五千七百七十九円七十一銭
○昭和二十四年押第三三号（同）
一、精米・大豆　換価代金　八百二十六円六十二銭
○昭和二十四年押第三四号（同）
一、精米・小豆　換価代金　二千四百五十四円六銭
○昭和二十四年押第三五号（同）
一、精米　換価代金　二千五十三円八十銭
○昭和二十四年押第三六号（同）
一、精米・大豆・小豆　換価代金　一千一百十一円八十銭
○昭和二十四年押第三七号（被疑者不詳食糧管理法物価統制令違反事件）
一、鮮魚・大豆　換価代金　三百六十六円六銭
○昭和二十四年押第三八号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米　換価代金　一千八百八十六円二十銭
○昭和二十四年押第三九号（同）
一、大豆　換価代金　八百十一円四十六銭
○昭和二十四年押第四二号（被疑者不詳物価統制令違反事件）
一、鮮魚　換価代金　五百六十円
○昭和二十四年押第四三号（同）
一、籠　一箇
○昭和二十四年押第四四号（同）
一、菓子　換価代金　三百六十円
○昭和二十四年押第四五号（同）
一、木炭・生菓子　換価代金　二百二十八円二十銭
○昭和二十四年押第四六号（同）
一、容器　二箇
○昭和二十四年押第四七号（被疑者不詳物価統制令違反事件）
一、鮮魚　換価代金　一百五十二円六銭

○昭和二十四年押第四九四

昭24.11.11. 第6850号

○昭和二十四年領第五一一号（林あい同）
一、換価代金　四百七十一円六十銭
○昭和二十四年領第五二二号（吉田謹治同）
一、換価代金　五百二十八円二十銭
精米十四瓩
○昭和二十四年領第三五五号（大野吉雄同）
一、トランク　一
二、風呂敷　二

石勤区検察庁

左記押収物に付刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年領第四二二号（被疑者清水慶喜窃盗被疑事件）
一、雨外被　一枚
一、黒羅紗マント　二枚
一、女物薄海老茶色マント　一枚
一、子供用茶色オーバー　一枚
一、女物絣地モヂリ　一枚
一、夏国防色乗馬ズボン　一枚
一、将校用チョコレート色外被　一枚
一、農家配給用白シャツ　一枚
一、風呂敷　一枚
一、タオル　一枚
一、赤革製編上靴　一足

津区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年押第十一号（稲見金太郎窃盗被告事件）
一、自転車ケース　一
二、〃テール　一
三、〃道具入　一
四、〃部品　二
五、自転車　一

京都区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條に依り公告する。
○昭和二十四年押第一四〇八号（荒井義夫外十一人に対する食糧管理法違反事件）

一	二四・八〇	荒井　義夫	
二	二八一・三五	森　勝信	
三	三六四・一〇	田嶋　しず	
四	六三・八〇	敦井　トキ	
五	三一・七〇	奥村　竹男	
六	一六五・五〇	井上　フミ	
七	三六四・一〇	山田　春子	
八	二六四・八〇	山本　このつや	
九	七二・二〇	吉田	

一	一〇・一〇	山田　久子	
二	二三一・七〇	渡辺　初野	
三	一九七・九〇	佐々木ヨネ	
四	二四・四〇	金槻　毛外一名同）	
五	一四八・五〇	岩本　春夫	
六	九・九〇	西池	
七	一〇・一〇	石田　春枝	
八	二一・七〇	今波　光広	
九	一一・八〇	姜　海淳	
一〇	三一・四〇	白須　富治	
一一	五・九〇	竹田　哲郎	
一二	一〇・六〇	森　まさゑ	
一三	四六・七〇	山口　すゑ	
一四	一七一・一〇	石田　春枝	
一五	八二・七〇	今波　光広	
一六	二一・八〇	姜　海淳	
一七	一三一・四〇	白須　富治	
一八	五・九〇	竹田　哲郎	
一九	一三一・四〇	森　まさゑ	
二〇	六・二〇	金原　高	
二一	九九・三〇	村上　スエ	

○昭和二十四年領第五二一号（林あい同）
○昭和二十四年領第五二二号（吉田謹治同）
○昭和二十四年領第三五五号（大野吉雄同）
○昭和二十四年領第四二二号（被疑者清水慶喜窃盗被疑事件）
○昭和二十四年押第一四〇八号（荒井義夫外十一人に対する食糧管理法違反事件）
○昭和二十四年押第一〇六号（岡田正太郎同）
○昭和二十四年押第九六二号（幸久保三郎窃盗失物横領事件）
○昭和二十四年押第一三四号（三輪キク他四人同）
○昭和二十四年押第一三九号（三輪キク他四人同）
○昭和二十四年押第一四七号（センダイ同）
○昭和二十四年押第一三四三号（大野木喬窃盗事件）
○昭和二十四年押第一二〇七号（大前純男遺失物横領事件）
○昭和二十四年押第一二〇七号（大前純男遺失物横領事件）
○昭和二十四年押第一三八一号（三輪キク他四人同）
○昭和二十四年押第一三八一号（三輪キク他四人同）
○昭和二十四年押第一三八一号（三輪キク他四人同

昭24.11.11. 第6850号

○昭和二十四年押第一五二号（平松光太郎外八名同）
一、六六・二〇　平松光太郎
一、九九・三〇　柿谷タマエ
一、九八・六〇　柳原よし
一、九八・三〇　新井正吉
二一一・七〇　村田幸一
六六・二〇　倉野みつ
二四六・四〇　金文子
一六五・五〇　岡本美夫
三三一・〇〇　金順伊
○昭和二十四年押第一二〇八号（上野千賀男窃盗事件）
一、ホームスパンマフラー　一本
○昭和二十三年押第六二四号（辻岡利喜男同）
一、女物木綿浴衣　一枚
○昭和二十四年押第一〇七二号（山本君子食糧管理法違反事件）
一、換価金　一二〇五・二〇
二、木綿袋　一枚
○昭和二十四年押第一〇九〇号（永井武同）
一、換価金　一九〇・六〇
○昭和二十四年押第一四一三号（稗すみ外十一名同）
一、一三一・二〇　稗すみ
一一五・八五　山本君子
二六四・八〇　鈴木一二三
一九七・九〇　河合清一
一四八・九五　山口ミチ子
三九〇・〇〇　上田ヤツ
二三一・七〇　南井捨松
五六二・七〇　松浦みさを
四九六・五〇　奥村チヤ
二六四・八〇　林年秋
七七・〇〇　西花子
一八四・八〇　津田梅野
○昭和二十四年押第一四一六号（中井ヨネ外二十三名同）
一二六・八五　中井ヨネ
一八二・〇五　安田スミ子
一六五・五〇　坪田敏子
四七九・九五　宮田敏子
二三一・七〇　酒井春江
一八四・八〇　山本せき
九八・六〇　管原勝夫
九九・三〇　西田まつ
一六五・五〇　富山花子
九九・三〇　小原ふく
二〇三・三〇　林田とく
六三・八〇　戸田久江

六〇・九〇　小泉実
九九・三〇　岡山こき
九九・三〇　金本孝子
六二八・九〇　住田シゲノ
四六・二〇　松本タキ
九六・九〇　竹中ふじ
二四六・七五　吉田ふじ
二九七・九〇　松井あさの
二一三・七〇　森川登枝
一三五・七二　松本一夫
九九・三〇　宇佐野すみ子
一六五・五〇　河内丸一
二〇三・三〇　竹内重夫
一八四・八〇　岡田春枝

○昭和二十四年押第一四七一号（林菊江外十三名同）
一三八・三〇　林武
一三九・一〇　松井きみ
二六四・七〇　西島北村美津江
九二・七〇　松宮タズ
一三一・七〇　山田ハル
八〇・八〇　井本さが
一四九・六〇　森知正雄
一七四・七〇　伊藤きく
三五五・七〇　田中正夫
一四二・二〇　礒野龍子
一七一・八〇　宮本定夫
一八五・四〇　田中かよ子
二一一・八〇　上原鉄夫
○昭和二十四年押第一四〇二号（田中春男外五十一名同）
一〇二・〇〇　田中春夫
五一・七〇　竹内晃
三五・七〇　吉原秀男
二五・五〇　高木昭
一一・七〇　近藤正一
二〇・〇〇　大山義男
五一・七〇　西山繁治
一五・三〇　渡辺昭
五一・六〇　宮前清一
一二・七〇　上野長子
四五・九〇　市川昭三
二〇・七〇　保田はるみ
二〇・〇〇　徳田三郎
二〇・〇〇　前田とめ
五一・六〇　西村だ
七一・六〇　宮前清一
一五・三〇　渡辺昭
五一・〇〇　山口貞二
五八・六〇　長谷川忠進
二〇・〇〇　岡田

六〇・一〇　実
九九・三〇　こき
九九・三〇　孝子
六二八・九〇　住田シゲノ
四六・二〇　松本タキ
九六・九〇　竹中ふじ
二四六・七五　吉田ふじ
二九七・九〇　松井あさの
二一三・七〇　森川登枝
一三五・七二　松本一夫
九九・三〇　宇佐野すみ子
一六五・五〇　河内丸一
二〇三・三〇　竹内重夫
一八四・八〇　岡田春枝

○昭和二十四年押第一四七一号（林菊江外十三名同）
一三八・三〇　林武
一三九・一〇　松井きみ
二六四・七〇　西島北村美津江
九二・七〇　松宮タズ
一三一・七〇　山田ハル
八〇・八〇　井本さが
一四九・六〇　森知正雄
一七四・七〇　伊藤きく
三五五・七〇　田中正夫
一四二・二〇　礒野龍子
一七一・八〇　宮本定夫
一八五・四〇　田中かよ子
二一一・八〇　上原鉄夫
○昭和二十四年押第一四〇二号（田中春男外五十一名同）
一〇二・〇〇　田中春夫
五一・七〇　竹内晃
三五・七〇　吉原秀男
二五・五〇　高木昭
一一・七〇　近藤正一
二〇・〇〇　大山義男
五一・七〇　西山繁治
一五・三〇　渡辺昭
五一・六〇　宮前清一
一二・七〇　上野長子
四五・九〇　市川昭三
二〇・七〇　保田はるみ
二〇・〇〇　徳田三郎
二〇・〇〇　前田とめ
五一・六〇　西村だ
七一・六〇　宮前清一
一五・三〇　渡辺昭
五一・〇〇　山口貞二
五八・六〇　長谷川忠進
二〇・〇〇　岡田

一三　小泉実
一四　岡山こき
一五　金本孝子
一六　住田シゲノ
一七　竹中ふじ
一九　吉田ふじ
二〇　松井あさの
二一　森川登枝
二二　松本一夫
二三　宇佐野すみ子
二四　河内丸一
二五　竹内重夫
二六　岡田春枝

○昭和二十四年押第一五二号（平松光太郎外八名同）
一、六六・二〇　平松光太郎
一、九九・三〇　柿谷タマエ
一、九八・六〇　柳原よし
一、九八・三〇　新井正吉
二一一・七〇　村田幸一
六六・二〇　倉野みつ
二四六・四〇　金文子
一六五・五〇　岡本美夫
三三一・〇〇　金順伊
○昭和二十四年押第一二〇八号（上野千賀男窃盗事件）
一、ホームスパンマフラー　一本
○昭和二十三年押第六二四号（辻岡利喜男同）
一、女物木綿浴衣　一枚
○昭和二十四年押第一〇七二号（山本君子食糧管理法違反事件）
一、換価金　一二〇五・二〇
二、木綿袋　一枚
○昭和二十四年押第一〇九〇号（永井武同）
一、換価金　一九〇・六〇
○昭和二十四年押第一四一三号（稗すみ外十一名同）
一、一三一・二〇　稗すみ
一一五・八五　山本君子
二六四・八〇　鈴木一二三
一九七・九〇　河合清一
一四八・九五　山口ミチ子
三九〇・〇〇　上田ヤツ
二三一・七〇　南井捨松
五六二・七〇　松浦みさを
四九六・五〇　奥村チヤ
二六四・八〇　林年秋
七七・〇〇　西花子
一八四・八〇　津田梅野
○昭和二十四年押第一四一六号（中井ヨネ外二十三名同）
一二六・八五　中井ヨネ
一八二・〇五　安田スミ子
一六五・五〇　坪田敏子
四七九・九五　宮田敏子
二三一・七〇　酒井春江
一八四・八〇　山本せき
九八・六〇　管原勝夫
九九・三〇　西田まつ
一六五・五〇　富山花子
九九・三〇　小原ふく
二〇三・三〇　林田とく
六三・八〇　戸田久江

一三　小泉実
一四　岡山こき
一五　金本孝子
六二八・九〇　住田シゲノ
四六・二〇　松本タキ
一六　竹中ふじ
一七　吉田ふじ
一九　松井あさの
二〇　森川登枝
二一　松本一夫
二二　宇佐野すみ子
二三　河内丸一
二四　竹内重夫
二五　岡田春枝

○昭和二十四年押第一四七一号（林菊江外十三名同）
一三八・三〇　林武
一三九・一〇　松井きみ
二六四・七〇　西島北村美津江
九二・七〇　松宮タズ
一三一・七〇　山田ハル
八〇・八〇　井本さが
一四九・六〇　森知正雄
一七四・七〇　伊藤きく
三五五・七〇　田中正夫
一四二・二〇　礒野龍子
一七一・八〇　宮本定夫
一八五・四〇　田中かよ子
二一一・八〇　上原鉄夫
○昭和二十四年押第一四〇二号（田中春男外五十一名同）
一〇二・〇〇　田中春夫
五一・七〇　竹内晃
三五・七〇　吉原秀男
二五・五〇　高木昭
一一・七〇　近藤正一
二〇・〇〇　大山義男
五一・七〇　西山繁治
一五・三〇　渡辺昭
五一・六〇　宮前清一
一二・七〇　上野長子
四五・九〇　市川昭三
二〇・七〇　保田はるみ
二〇・〇〇　徳田三郎
二〇・〇〇　前田とめ
五一・六〇　西村だ
七一・六〇　宮前清一
一五・三〇　渡辺昭
五一・〇〇　山口貞二
五八・六〇　長谷川忠進
二〇・〇〇　岡田

第6850号

債権者申出公告（第三回）

当社は昭和二十四年十月十五日総社員の同意で解散した当社に対する債権者で第一回公告の翌日から二箇月以内に申出がない者は清算から除斥する。

昭和二十四年十月

広島市観音本町九百十二番地
共和商事合資会社
清算人　阿部　初吉

債権申出公告（第二回）

当会社は昭和二十四年八月二十六日株主総会の決議により解散したから此段公告致します。当会社に債権を有せられる方は昭和二十四年十二月三十日までにその旨御申出下さい。右期間内に申出ないときは清算より除斥致します。なお事務の手違にて公告が若干延したことをお詫び致します。

昭和二十四年十一月十一日

大同自動車工業株式会社
清算人　野中　保男

解散公告（第二回）

当組合は昭和二十四年四月二十六日通常総会の決議に因り解散しましたから債権者各位は第一回公告の日から二箇月以内に申し出下さい。若しこの期間内に申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十四年九月十日

広島市京橋町九十六番地
広島県プレス工業協同組合
清算人　谷口　義雄
右代理人　久保　正雄

解散公告（第二回）

当社は昭和二十四年十月四日の株主総会の決議で解散した。当社に債権のある方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に申出られたい。若し右期間内に申出のないときは清算から除斥します。

昭和二十四年十一月十一日

東京都中央区日本橋本町三丁目八番地
株式会社谷紙工所
清算人　谷　富雄

公告

当会社第一回定時株主総会の決議により喜名成規は取締役に就任したるにつき右公告す。

昭和二十四年十月二十七日

高知県香美郡岸本町九二三番地
高知明治糖業株式会社
取締役社長　入交　好保

会社合併公告

昭和二十四年十月十日開催の株主総会及び社員総会で株式会社吉村商店は吉村産業有限会社を合併して存続し吉村産業有限会社は解散することを決議した。異議ある方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

右公告します。

昭和二十四年十月十日

東京都北区田端町二五九番地
株式会社吉村商店
同町二一二番地
吉村産業有限会社

解散公告（第一回）

昭和二十四年十月二十日当会社は株主総会の決議により同日解散した。債権者は第一回公告から二箇月以内に申出下さい。この期間内に申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十四年十月二十五日

横浜市中区北仲通二の二〇
株式会社木内同潤店
清算人　刑合　幾重

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十三年九月一日臨時社員総会の決議により解散したにつき債権者は第一回の公告の日より二箇月以内にその申出せられたい。右期間中にその申出なきものは清算より除斥可致右商法の規定により此段公告候也

昭和二十四年十月三十一日

神奈川県中郡秦野町曾屋一六六
秦野商事有限会社
清算人　山田　政三

解散団体財産売却決定公告

七月二十一日官報掲載の第四十四回売却は次の通り決定しました。

一、売却物件

（イ）飛行服（十枚を一口、一口に分割）各一〇、〇〇〇円

（ロ）飛行服十三枚　四二、〇〇〇円
（ハ）飛行服二二枚　四〇、〇〇〇円
（ニ）蚊帳四枚　一三、一〇〇円
（ホ）外套（十枚を一口、一口に分割）各一〇、〇〇〇円
（ヘ）外套十一枚　一一、〇〇〇円
（ト）外套六六枚　四六、〇〇〇円
（チ）冬衣（綿製）十九枚　六、六五〇円
（リ）冬衣（綿製）二二枚　三、〇〇〇円
（ヌ）冬袴（右同）（十枚を一口、十口に分割）各八、〇〇〇円
（ル）冬衣（綿製）八枚　六、四〇〇円
（ヲ）冬衣（四〇枚を一口、四口は分割）各八、〇〇〇円
（ワ）夏衣（五枚を一口、二七口に分割）各一、二五〇円
（カ）夏衣一〇〇枚　一五、〇〇〇円
（ヨ）冬袴（五枚を一口、十九口に分割）各一、七五〇円
（タ）冬袴六八枚　一三、六〇〇円
（レ）防暑衣（十枚を一口、十三口に分割）各二、〇〇〇円
（ソ）防暑衣袴（一組を一口、二二口に分割）各一、五〇〇円
（ツ）防暑衣二枚　一、四〇〇円
（ネ）防暑袴（十枚を一口、十口に分割）各五〇〇円
（ナ）防暑短袴十四枚　七〇〇円
（ラ）冬袴下二〇枚　三、〇〇〇円
（ム）冬袴下一八八枚　五、六四〇円
（ウ）夏袴下一四〇枚　七、〇〇〇円
（キ）襦袢二〇枚　二、〇五〇円
（ノ）雨外套三一二枚　一〇九、二〇〇円
（オ）帽子その他八種　二五、六〇〇円
（ク）枕袋八四枚　二、一〇〇円
（ヤ）編上靴八一足　五二、五六九円
（マ）編上靴一二四足　三七、二〇〇円
（ケ）長靴（五足を一口、九口に分割）各三、二四五円
（フ）防寒靴三八足　二四、六六二円
（コ）スリッパ類三六七足　二二、七四〇円
（エ）天幕二〇枚　五、〇〇〇円
（テ）携帯天幕その他二種　四、九〇〇円
（ア）天幕地二四八枚　四九、六〇〇円
（サ）モンペ類二種　一一、二〇〇円
（キ）作業衣及びズボン二種　一、九〇〇円

二、買受人

（イ）の(1)乃至(8)(12)、（ホ）の(4)(5)(20)、（ノ）、（ケ）の(1)(3)、（メ）の(2)(4)、財団法人国民栄養協会実験国民食堂（イ）の(9)乃至(11)東長崎生活協同組合（ロ）渡辺徳次（ハ）松崎良三郎（ニ）長島透広（ホ）の(1)(3)、（ワ）の(17)(21)、（ヨ）の(2)、（レ）の(4)(6)葛飾互助協同組合（ホ）の(2)(10)、（ワ）の(22)、（レ）の(1)、（ネ）の(2)八杉製材株式会社、（ホ）の(6)(15)(12)、（ア）財団法人満蒙同胞援護会（ホ）の(8)(11)(14)、（ワ）の(10)(19)、（レ）の(8)、（ソ）の(4)(14)(22)、（ケ）の(4)(6)東京都職員共済組合（ホ）の(9)、（ワ）の(20)東京都板橋区引揚者生活協同組合（ホ）の(7)、（マ）松崎良三郎（ホ）の(13)（リ）の(3)、（ソ）の(1)(3)(6)(7)(15)(16)(18)生活物資活用協会埼玉県支部（ホ）の(16)、（ト）、（ム）、（ケ）の(2)、（サ）木暮清治（ホ）の(17)(18)、（ワ）の(2)、（ヨ）の(1)5、（シ）大洋通商株式会社（ホ）の(19)(22)(23)、（ワ）の(1)鉄道弘済会本部消費部（ホ）の(21)、（リ）の(5)(6)、（ヲ）の(1)、（ワ）の(18)、ヨの(3)(6)明治商事株式会社横浜出張所（ヘ）、（リ）の(1)社団法人千葉県給食協会（リ）の(10)、（ワ）の(12)自治協会集団寮運合運営協議会、（ヲ）の(2)(11)、（ソ）の(2)(5)(8)(9)(13)(21)、（メ）の(6)三岡村農民組合（ヲ）の(3)東京都厚生々活協同組合連合会（リ）の(4)、（ヨ）の(9)、（ネ）の(5)東京豊島電気通信管理所（ヨ）の(17)、（レ）の(7)、（フ）、（メ）の(1)(5)、千葉県水産物卸商業協同組合、（ホ）の(24)加藤永十郎（ホ）の(25)安田昌（チ）福島政夫（リ）の(2)小山正雄、（リ）の(7)西野宗三郎（リ）の(8)工藤元子（リ）の(9)工藤元子（ヌ）村上清治（ル）栃木県繊類委託加工業協同組合（ヲ）の(4)佐々木佐七（ワ）の(3)財団法人国民保険会養護施設心泉学園（ワ）の(4)伊藤博重（ワ）の(5)城東区厚生々活組合（ワ）(6)熊本県繊類加工々業協同組合（ワ）の(7)栗原定吉（ワ）の(8)高野みき（ワ）の(9)東亜特殊繊維株式会社（ワ）の(13)木村麗子（ワ）の(14)宮城県繊類加工業協同組合（ワ）の(15)岡山県繊類加工業協同組合（ワ）の(16)栗原定吉（ワ）の(24)堤清一郎（ワ）の(23)大塚吉治（ワ）の(25)佐々木佐七（ワ）(26)中村金蔵（カ）鶴野正雄（ヨ）の(4)(27)沢順二（ヨ）の(7)金塚トシ（ヨ）の(8)北海道繊類工業協同組合（ヨ）の(10)合資会社原田工務店（ヨ）の(11)金塚トシ（ヨ）の(12)相島勝蔵（ヨ）の(13)渡辺良見（ヨ）の(14)花本房雄（ヨ）の(15)若尾正芳（ヨ）の(16)三十尾安之助（ヨ）の(18)岩手県繊類加工々業協同組合（ヨ）の(19)茨城県繊類加工業協同組合（タ）新井進太郎（レ）の(2)堤清一郎（レ）の(3)野川健吉（レ）の(5)東京都職員共済組合（レ）の(9)宮本二三（レ）の(10)山田靖（レ）(11)熊本県繊類加工々業協同組合（レ）の(12)山田靖（レ）の(13)木村敏定（ソ）の(10)坂本省三（ソ）の(11)三岡村農民組合（ソ）の(12)宮川碧（ソ）の(17)稲波道晶（ソ）の(19)堤清一郎（ソ）の(20)高橋清子（ツ）関川敬三（ネ）の(1)布施喜美（ネ）の(3)外崎弘（ネ）の(6)佐々木佐七（ネ）の(7)布施喜美（ネ）の(8)油谷工業株式会社（ネ）の(9)工藤晴男（ネ）の(10)沓名亀吉（ナ）労働者クラブ生活協同組合（ラ）岩手県繊類加工業協同組合（ム）手内百（キ）金塚長重（オ）杉江義長（ク）柳正次（ヤ）木村順子（ケ）の(5)堀保（ケ）の(7)端山孝（ケ）の(8)阿部鉄右衛門（ケ）の(9)相島勝蔵（コ）橋立正治（エ）樋坂健也（テ）石川七平（キ）岸秀行（ユ）木村順子（メ）の(3)佐々木佐七（メ）の(7)東海車輛株式会社（ミ）池田勝栄（エ）杉江義長（モ）の(1)原田長次（モ）の(2)宮川正

解散団体財産売却理事会

定価　一ヶ月百五十円　送料実費
公告料金　八ポイント一行十七字詰　百円
発行所　東京都新宿区市ケ谷木村町　印刷庁　電話九段五三一　振替東京一九〇〇〇　官報課
（国定規格A4判）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◉号外　十一月一日発行参会第五号二頁◉同二日発行参会第五号二頁◉同八日発行第百二十八号政令、裁判所公告四頁

P. 100